

東京都子供・若者支援協議会

第3回代表者会議

平成27年12月16日（水）

午後 3 時00分開会

○野村青少年課長 本日はお忙しい中、ありがとうございます。皆様、こんにちは。まだお見えでない方がいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので、ただいまから「東京都子供・若者支援協議会」第3回代表者会議を開催させていただきます。

私は、今回の進行を務めます、東京都青少年・治安対策本部総合対策部青少年課長の野村と申します。よろしくお願いいたします。

まず、お手元に資料等を配付してございますので、御確認をお願いしたいと存じます。

資料1といたしまして、本日の出席者名簿と席次表でございます。

資料2は、本年8月に当課において策定いたしました東京都子供・若者計画の概要と計画の冊子本体でございます。

その後は次第の4で、構成機関（団体）における子供・若者支援に関する取組状況を御紹介させていただきます際に、事前にいただいている資料となっております。

まず、ガチャック留めになっております「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo（中学生の職場体験）事業概要」と「キャリア教育の推進」でございます。そして、東京少年鑑別所から「ねりま青少年心理相談室」ほか2枚の資料がございます。

その次に「多摩少年院における社会復帰支援業務について」と「少年院法・少年鑑別所法等の概要」がございます。

その次に「わかものハローワークの概況」と、さらにその次に「ワーカーズコープの職場づくりと自立支援」。最後に「青年期の若者への支援」がございます。

また、本日御出席の5つの団体から御提供いただいておりますリーフレット等を配付させていただきますいております。よろしくお願いいたします。

以上でございますが、不足等ございましたら、事務局の職員にお申し出くださいますようお願いいたします。

本日の協議会は、現時点では傍聴の方はいらっしゃいませんけれども、公開とさせていただきたいと思います。都におきましては、附属機関の公開について「附属機関等設置運営要綱」に基づいて行っているところでございます。そこで、こちらの協議会につきましても、基本的には要綱に準拠いたしまして、原則公開とさせていただきたいと考えております。

これに伴い、今回から速記が入っております、議事録につきましても、本協議会終了後、

皆様へ御確認いただいた後に公開する予定でございます。

なお、本日の会議資料につきましては、皆様に資料を御提供いただく際に、公開を前提ということではお願いをしていないことから、公表しないということにさせていただきたいと思っております。

今後につきましては、協議会の開催の都度、その審議事項の内容等に鑑みまして、会議及び資料の公開等につきましては、皆様に随時お諮りして決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

最初に、当協議会の会長であります、東京都青少年・治安対策本部青少年対策担当部長の稲葉より御挨拶申し上げます。

○稲葉青少年対策担当部長（会長） 本日、この協議会の会長を務めさせていただきます、東京都青少年・治安対策本部青少年対策担当部長の稲葉でございます。よろしくお願いたします。

皆様におかれましては、日ごろから東京都の青少年行政に御理解と御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本日は年末のお忙しいところ、御出席をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

この東京都子供・若者支援協議会は、ひきこもり、若年無業者といった、社会的自立に困難を有する子供・若者、また、社会生活を円滑に営むことに困難を抱える子供・若者の支援につきまして、その支援を行います関係機関・関係団体が一堂に会しまして、お互いに顔の見える関係を築きながら、より良い支援に関する連携をしていこうというものでございます。

前回の第2回の協議会におきましては、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画と位置付けられる計画の策定に当たって、素案の御説明をさせていただいたところでございます。皆様からも貴重な御意見をいただき、また、第30期の東京都青少年問題協議会での答申を経まして、本日机上にお配りさせていただきましたが、本年8月に「東京都子供・若者計画」を策定いたしました。御協力いただきました皆様には、重ねてお礼を申し上げます。

また、本計画につきましては、後ほど課長から説明をさせていただきますが、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、都の子供・若者施策の一層の推進を図ることを目的として策定しております。

本計画に基づきまして、都としては社会的自立に困難を有する子供・若者への支援を含め、青少年施策をより一層充実させていきたいと考えておりますが、その上で重要となることは、住民に身近な地域であります区市町村の取組であると考えております。

今後は、この法の趣旨に基づきまして、国の大綱である子ども・若者ビジョン、そして、この都の計画を踏まえていただきまして、これを勘案した形で、全区市町村に子供・若者計画の策定、また、支援協議会の設置を働きかけていきたいと考えております。

本日お集まりいただきました皆様におかれましては、区市町村が地域の実情に応じました支援のネットワークづくりを円滑に進めていく上で、お力添えをいただく場面も多いかと思っております。どうぞ区市町村の支援体制の整備という意味でも、御協力を賜ればと思っております。

本日の会議が、有意義な情報共有の場となりますよう、私どもも努力してまいりますので、進行等に御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、短い時間ではございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

本題に入ります前に、まずは当協議会の調整機関であります青少年・治安対策本部総合対策部の職員を紹介させていただきます。

青少年担当課長の堀川でございます。

○堀川青少年担当課長 堀川です。よろしく申し上げます。

○野村青少年課長 私は先ほども自己紹介させていただきましたが、青少年・治安対策本部総合対策部青少年課長の野村と申します。よろしく願いいたします。

以上が調整機関の紹介となります。なお、当協議会を構成する皆様には、後ほど構成機関団体における子供・若者支援に関する取組状況について御発表いただきながら御発言をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、次第の「3 東京都子供・若者計画の概要について」ということで、本日お配りしております冊子は、後ほどお時間があるときに御覧いただければと思っておりますが、基本的にはA3版の資料2に基づきまして「東京都子供・若者計画～社会に参加し、社会を形成する若い力を育む～」について御説明させていただきます。

この計画は本年1月に、第30期東京都青少年問題協議会に検討が諮問されまして、その協議会の学識経験者等で構成する専門部会における議論を経て、答申がなされ、8月に策定さ

れたものとなっております。

それでは、資料2の左上の「第1章 計画の策定に当たって」を御覧ください。東京都では、青少年の環境の変化に対応しつつ、学校や家庭、地域社会等と協働・連携しまして、青少年の自立性と社会性を育成することを目的としました青少年の健全育成施策を推進してまいりました。しかしながら、若年無業者（ニート）やひきこもり等の自立に問題を抱えた若者の存在でございますとか、非行少年、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者の関わる問題は深刻な状況でございます。

このような、社会的に自立できずにいる状態が長期化しますと、社会への参加がますます困難となりまして、そのような方々が年齢を重ねると、将来的には、例えば、生活保護の状態に陥るなど、社会保障費の負担の増加につながるおそれもございます。したがって、社会的自立に困難を有する子供・若者への支援は、国や地方公共団体が取り組むべき喫緊の課題と考えております。

そこで、本計画は、若者の自立をめぐる問題や子供・若者に関わる諸問題が深刻化したことを踏まえ、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るために策定いたしました。

「2 計画の位置付け」でございますけれども、平成22年に施行されました子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画として策定をしております。

その具体的な内容といたしましては、(2)でございますけれども「東京都長期ビジョン」と整合を図りながら、これまで様々な分野の計画の中に盛り込まれていました子供・若者の育成支援に関わる施策等を集めて一覧化し、都における取組の現状を示すとともに、今後の施策の枠組みづくりを推進するために策定した内容となっております。

この計画は、例えば、新規事業を積極的に打ち出すというような性格を有しているものではなくて、むしろ、資料2の中央の第3章の部分でございますけれども、この全体のメニューに沿って施策を並べて一覧化し、施策のすき間がないか、特に社会的自立に困難を抱える青少年を支援するために、主要な事業や取組が網羅されているかということがチェックできるような構成・内容となっております。

「3 計画の対象」でございますが、0歳からおおむね30歳未満の子供・若者ということで、非常に幅広くなってございますが、例えば、ひきこもりの若者への支援につきましては、30歳代のポスト青年期も含む内容となっております。

「4 計画期間」でございますが、計画期間は今年度から平成31年度までの5年間となっております。

なお、2のところでは触れましたが、この子供・若者計画が、子ども・若者育成支援推進法に基づくものであるということで、国が策定しております子ども・若者ビジョンの内容を勘案したものになっております。

現在、国では、この子ども・若者ビジョンの見直し作業が進められているところでして、今年度中には新たなビジョンが示されると聞いております。

主な見直しの項目等については、昨年、国の有識者会議で子ども・若者ビジョンの総点検というものがされたときにポイントが公表されており、その内容を踏まえて都の計画は策定を行っているところでございまして、国のビジョンがどのように見直されるかは、現時点でこちらではまだ情報を把握しておりませんが、そのポイントはある程度盛り込まれた内容になっていると考えており、その点を申し添えさせていただきます。

次に「第2章 計画の『理念』・『基本方針』」のところを御覧ください。「1 計画の理念」といたしまして、全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことを社会全体で応援することを掲げておりまして、国の大綱であります子ども・若者ビジョンを勘案し、都の取組の方向を3つの基本方針に取りまとめております。

資料中央の「第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開」におきまして、Ⅰ～Ⅲにこの3つの基本方針と、それに関連する取組を記載しております。

まずⅠでございますが、学校段階終了までに社会人として必要な力を調和よく、着実に身に付けることができるよう、一人一人の個性や能力を十分に踏まえた上で、社会的自立に向けた基礎の形成を行うということを盛り込んでおります。

次にⅡでございますが、困難な状況ごとの現状・課題を踏まえた上で、取組の方向性を示しております。

その中の項目といたしましては、いじめ、不登校、中途退学、障害、ひきこもりや若年無業者対策等について触れております。また「2 被害防止と保護」のところでは、児童虐待防止や社会的養護体制の充実等についても触れております。

最後にⅢにおきまして、「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」としまして、「家庭の養育力・教育力の向上」、「家庭・地域と一体となった学校の活性化」、「子供・若者の育成環境の整備」等を記載しております。

続きまして、資料の右上の「第4章 推進体制等の整備」のところに移らせていただきたいと思っております。

まず「1 都の役割」としましては、東京都子供・若者支援協議会等の効果的な運営により計画を推進していくこと。また、2番目のポツになりますけれども、NPOや民間団体を育成し、人材等の確保・養成及び資質の向上を図ること。さらに、都の役割としては、先駆的・モデル的な事業に取り組み、蓄積した支援ノウハウを区市町村に提供して、区市町村の主体的な事業実施を支援していくことなどがございます。

ですが、先ほど会長の挨拶にもございましたけれども、子供・若者支援につきましては、区市町村の役割が非常に大きいと考えております。そこで、その点について重点的に、これから御説明したいと思います。

社会的自立に困難を抱える子供・若者を取り巻く環境が多様化していると言われる今日、子供・若者が適切な支援を受けることができるようにするためには、地域の実情に応じて支援の枠組みを一層充実させていくことが必要であると言われております。

その支援の枠組みとして、ここにイメージを載せておりますけれども、地域におけるネットワーク、中段のところがございますネットワークがございまして、このネットワークを基本的には区市町村単位で構築してくださるよう都では働きかけて、強力に推進していきたいと考えております。

このネットワークの目的は、子供・若者が予測困難な課題に直面した場合においても、孤立させることなく受け止め、支援していくためのセーフティーネットであると考えておりまして、そのセーフティーネットというものは、地域の様々な関係機関が連携して構築していくものと考えております。

そこで、このようなネットワーク構築を区市町村にお願いしたいと先ほど申しましたけれども、そのネットワーク構築と支援の充実のために、区市町村におきましては子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく区市町村子ども・若者計画を国の大綱及び都の子供・若者計画を勘案しながら策定していただきたいと考えております。

さらに、同じ法律の第19条に基づく区市町村子ども・若者支援地域協議会というものを設置していただきたいということで、そのような2点を区市町村の役割といたしますか、お願いしたいこととして、この第4章に記載の「2 区市町村の役割」の2つ目のポツのところを書いております。

とは申しまして、既に区市町村におきましては様々なネットワーク的なものが存在しております。学校を中心にしたものもございますし、また、社会的養護といいますか、児童福祉法に関連する枠組みもございます。

そこで、既に子供・若者への支援に関する計画や会議体、協議体というようなものをお持ちの区市町村におかれましては、それらに子ども・若者育成支援推進法の趣旨を盛り込んでいただくことで、同法に定める計画や地域協議会と位置付けることも可能であると、法の所管である内閣府から回答を得ております。趣旨がどこにあるかというところが一番大きな問題かとは思いますが、やはり一番大きいのは年齢的な部分かと考えております。

18歳程度の学校にいる年齢を超えて、30代まで含むような若者の抱える問題を対象にしているということ、また、年齢をまたぐというか、成長するにつれて支援が途切れがちになるところを、何とか切れ目ない支援を実現するためのネットワークを実現するということが、この法の趣旨であると考えますので、そのようなことが可能になるような協議体、若しくは、そのような年齢を対象としている計画であれば、子ども・若者育成支援推進法に基づくものと位置付けることが可能ではないかと考えております。

なお、11月20日現在の区市町村の状況を都で調査をいたしました。1区3市において子供・若者計画が既に策定されており、3区1市が子供・若者支援地域協議会を設置していると承知しております。

都といたしましては、区市町村の計画策定と協議会設置を促進するため、東京都子供・若者支援協議会における情報の共有及び得られた情報や知見を、区市町村に対して情報提供していくことを通じて、子供・若者支援に資する連携のあり方について支援をしてみたいと考えております。

また、計画策定や協議会設置に取り組む区市町村への具体的な支援のためには、補助事業を拡充することも検討しておりまして、予算要求をしております。

一方で、区市町村に対して具体的に組み込んでいただきたい内容というものは、もちろん計画策定や協議会設置ということになるのですが、その前提といたしまして、やはり地域の課題でありますとか、地域において利用可能な社会資源というものをまずは把握していただく。また、同時に都の子供・若者計画に掲載している都の提供する様々な施策、国の施策等についても十分御理解をしていただいて、それらを積極的に活用していただくということを通じて、まず住民が利用しやすいサービスの提供や支援環境を整えていただきたいと



考えておりました、そのために、都としては様々な支援を行っていきたいと考えております。

東京都子供・若者計画の説明は、以上になりますけれども、ここで皆様から、本計画でございませうとか、また、今後の区市町村への都の支援のあり方につきまして、また、とりわけ区市町村における子供・若者計画の策定と子供・若者支援地域協議会の設置の促進に向けて、どのようにしていくべきかという点を含めて、何か御意見・御要望等がございましたら伺いできればと存じます。いかがでございませうか。

特に現時点ではないようですので、議事を進めさせていただきまして、最後に情報交換等の場所において、この計画についても御意見等がございましたら、その場で御発言いただいても結構でございます。

それでは、次第の「4 構成機関（団体）における子供・若者支援に関する取組状況」について御発表をいただきたいと存じます。

まずは、事前に資料の提供をいただいておりますので、出席者名簿の順に御発言をお願いしたいと存じます。

それでは、教育庁指導部の児玉主任指導主事からお願いをいたします。

○東京都教育庁指導部児玉主任指導主事 ただいま紹介をいただきました、教育庁指導部主任指導主事の児玉でございます。名簿上は指導企画課長の増淵となっておりますが、早急な対応が入りましたので、私、児玉が代わって御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、机上に配付されております資料をめくっていただいて、A4横型の「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo（中学生の職場体験）事業概要」を御覧いただければと思います。また、子若計画では29ページの左上になります。

たぶん、この「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo（中学生の職場体験）」という言葉をお聞きになる方も多いのではないかと思いますけれども、都としては平成17年度から実施している事業でございます。東京都内の全ての公立中学校は5日間程度、地域の商店や事業所等で職場体験を行うという事業でございます。これは教育庁と青少年・治安対策本部の共催事業となっております。

一口に5日間程度といっても、これはかなりの事業として、それを都内全ての公立中学校で行うということで、区市町村単位では、時々他県でも散見されるのですけれども、都道府県単位で、全ての学校が100%実施しているものは、他になかなか類を見ない、特色ある取組だと思っております。

これらを通じまして、豊かな勤労観・職業観を育成していくということなのですが、これは同時に、よく聞くことが、受け入れていただいた地域の事業所が、中学生を見る目が変わりましたということがあります。その後、この職場体験をきっかけにして、地域で中学生に声をかけやすくなった、関わりができるようになった、継続的な関係性ができるようになったという声も聞いております。

あくまでキャリア教育の一環で行っていると言いながらも、これは青少年健全育成に資するところが大きいということが、10年経ってみての感想でございます。

続いて、資料を少しめくっていただいて「人間としての在り方生き方に関する教育におけるキャリア教育の推進 平成27年3月」というQ&Aが1枚目にある資料を御覧いただけますでしょうか。

では、高校ではどうかということなのですが、新教科「人間と社会（仮称）」という教科を来年度から正式に発足するということになります。教科「奉仕」というものは東京都が取り入れていたのですが、これに代わる新教科ということになります。

その中で一番大きいものが、やはりキャリア教育です。そして、Q3にありますけれどもインターンシップ、ジョブシャドウイング、職業人へのインタビューなど、非常に高校生らしい職業教育にも体験的に力を入れていくという教科を、全校で実施するということになります。このような形で中学校や高校で重層的にキャリア教育の充実に努めているところでございます。

簡単ですが、報告は以上になります。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

続きまして、東京少年鑑別所の山口地域非行防止調整官をお願いをしたく存じます。よろしく願いいたします。

○東京少年鑑別所山口地域非行防止調整官 東京少年鑑別所の山口と申します。

本日は、両面カラー刷りのパワーポイントのペーパーに沿って、少年鑑別所から見た最近の少年非行の現状と、少年鑑別所が少年鑑別所法という新しい法律の下で行っております地域援助について御紹介したいと思います。

まず、少年鑑別所の収容状況です。東京少年鑑別所は主に東京23区内で非行に及んだ少年を取り扱っておりますが、収容状況につきましては、御覧のように年々減少傾向にございます。

次に、どんな非行で少年鑑別所に入ってくるのかという非行の概況でございます。これは男女で大きな差がございます、窃盗と傷害につきましては、いつの時代も男女問わず半数近くを占めているのですが、東京少年鑑別所の一番大きな特徴としては、男子にご注目いただければ分かるように詐欺です。これは、いわゆる「振り込め詐欺」に及んで少年鑑別所に入ってくる男子が2割近くいるということで、これは非常に大きな数でございます。

ただ、全国的に「振り込め詐欺」の少年が少年鑑別所に増えているのかというと、そうではなくて、首都圏の少年鑑別所に目立った現象でございます。関西方面の少年鑑別所の収容状況を見ると、これほど「振り込め詐欺」で入ってくる少年は、多くないようです。

一方、女子におきましては、家庭に寄りつかない家出中女子少年が保護されて、少年鑑別所に入ってくるようなぐ犯の少年が、全体の2割を占めております。

次に、入ってくる少年の年齢でございますが、こちらも男女で対照的な違いがございます、男子の場合は18・19歳の年長の少年が半数近くを占めています。一方、女子の場合は、先ほどぐ犯の少年が多いと申し上げましたが、それとリンクする形で、14～16歳の比較的年齢の若い少年の入所の割合のほうが高くなっております。

次に、不良集団への所属状況でございます。これは10年前との比較でございますが、10年前も暴走族に関係している少年の入所は7.6%ということで、既にかなり減っていたのですが、昨年1年間を見ましても、東京少年鑑別所に入ってくる少年のうち、暴走族関係者は0.7%ということで、東京23区内の暴走族活動は非常に下火になっているということがうかがえます。

少年鑑別所の入退所の状況につきましては、スライドにお示ししたとおりです。

最近、少年鑑別所として注目しているのが、ネットと非行の関係でございます。ネットと非行と言うと、すぐ思い浮かぶのはドローンの少年とか、お菓子につまようじを挿入した少年が思い浮かぶのですが、それ以外の少年の非行の背景をいろいろ聞いていくと、いずれの少年もネットとのつながりが深いということが明らかになってきました。

実際にどのような感じでネットと非行がつながっているのかということは、こちらのスライドにお示ししたような例になります。先ほど「振り込め詐欺」の少年が多いと申し上げましたが、スマホ上の裏サイトのサイトとかを見て、振り込め詐欺に関与する少年も一定数おります。

そういった現状を踏まえまして、東京少年鑑別所に入ってきた非行少年約200人を対象にしまして、ネットの使用状況等について調査を行いました。表には一般の青少年とございます

が、内閣府が青少年を対象に既に実施した調査の項目を参考にしまして、少年鑑別所に入ってきた非行少年にも同じものを実施して比較したというものでございます。

まず、ネットにまつわるトラブル経験を非行少年と一般の青少年と比較した場合、これはもう一目瞭然です。ネット上のトラブル体験、加害・被害いずれをとりましても、非行少年は一般の青少年よりも体験率が高いということが明らかになっております。非常に危ないネットの使い方を非行少年はしているということがお分かりになるかと思えます。

一方、「ネット依存」という言葉を皆さん御存じかと思えますが、これはつまり、使いすぎというか、スマホ・携帯が日夜手放せないような状況になっている状態を指します。そちらについて都立高校生と非行少年とで比べたものがこちらでございまして、こちら面白い結果が出ておりました、これは自己申告なのですが、一般の都立高校生の方が非行少年よりも「ネット依存」傾向が高いということです。

すなわち、非行少年はそんなにネットの使い過ぎというわけではないのですが、その一方で非常に誤った使い方をしているということが分かるかと思えます。

こうしたネットの誤った使い方、いろいろなトラブル、加害体験や被害体験を繰り返していく中で、規範意識が麻痺していった、最終的には非行・犯罪につながるというような流れが、こういった一連の調査から明らかになったかと思えます。

こちらの調査結果につきましては、ちょうど先週ですが、NHK総合テレビの『時論公論』という番組でも紹介されております。この番組の要約につきましては、NHKのサイトにアップされておりますので、興味のある方はぜひ御覧いただければと思っております。

最後になりますが、今年の6月から少年鑑別所法という新しい法律が施行されまして、現在その下で少年鑑別所は運営されております。新しい法律になりまして、何が一番変わったかという、地域援助という業務を正式な業務として位置付け、積極的に行っているということです。本日のこういった協議会にも、地域援助の枠組みの中で、参画させていただいております。

実際の地域援助の中身でございまして、一番中心的に行っていることが、一般の方を対象にした心理相談です。それから、近隣の小中学校をはじめ、教育機関等から依頼があれば、非行問題についての講演や法教育授業等をさせていただいております。

さらに、保護観察所との連携で「社会を明るくする運動」への協力や児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協にも参画して、いろいろ活動を始めているとこ

ろでございます。

なお、少年鑑別所としてこのような地域援助を行う際には、やはり少年鑑別所という名称では一般の方の抵抗感が強いということで、配布したリーフレットにも記載してありますように、「法務少年支援センター」という名称を掲げることになっておりますので、御承知おき願います。

長くなりましたが、私からの話は以上でございます。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

先ほどお伺いし忘れてしまいました。皆様は何か、今の御発表・御発言等につきまして、今までの内容で何か御質問等はございますでしょうか。

それでは、続きまして多摩少年院の北村首席専門官様、よろしくお願いたします。

○多摩少年院北村首席専門官 多摩少年院の北村でございます。よろしくお願いたします。

本日は、多摩少年院における社会復帰支援業務について御説明したいと思っております。

資料は2枚でございます。1枚目が社会復帰支援業務についての概要です。2枚目は法務省のホームページにも出されております、新しい少年院法と少年鑑別所法の概要についてのレジュメでございますので、御一読いただきますようお願いいたします。

今年の6月から新少年院法、そして少年鑑別所については少年鑑別所法という形で、新しい法律の下、我々矯正施設は運営を開始しております。その中で、少年院の役割も、ある程度変わってきているのではないかと感じております。

皆様は少年院が、犯罪・非行を犯した少年に、非常に特殊な教育というか、ある一定空間の中に収容して、「矯正教育」と我々は呼んでおりますが、「矯め正す（ためたす）」矯正教育というものを行っている施設であると御理解いただけていると思っておりますが、新しい法律の中でそれらが法文化され、きちんと体系化したものやっっていくことになったとともに、こちらの1枚目の資料の上のほうに書かれておりますが、社会復帰支援についても少年院で充実させていきたいと思いますという流れになっております。これは新しい法律の第44条に、社会復帰支援というところがございまして、帰住の調整、医療、福祉、就労・就学の支援を、保護観察所との連携を通じながらやっしていきたいという内容が法文化されました。

それでは、なぜここまで社会復帰支援が少年院でも必要になってくるかというところですが、これは刑事施設においても、犯罪白書等に出されておりますが、やはり施設を出てから仕事がちゃんとあるかとか、きちんとした社会的支援があるか、あと、そういう支援資本が

あるかないかによって再犯のリスクが違ってくるといった数的なデータも出ております。

もちろん、私どもは矯正教育を実施して、犯罪性の除去というものをメインで行っておりますけれども、やはり社会に復帰したときに仕事がない、学業の機会がない、少年ですので保護者との関わり合いができないということになりますと、やはり再犯のリスクは高いのではないかと。そういった再犯リスクを回避するために、社会復帰支援を充実化させていこうという流れになっております。

その中で、多摩少年院の現状を申し上げますと、多摩少年院は八王子市に位置する、全国で一番古い少年院とともに、現在収容数も全国1位の少年院となっております。現在は155名収容されています。

その中で、在院者のデータを確認しましたところ、こちらの資料の真ん中に出ております。これは平成26年のデータを参考としています。在院者の約1割、150名いたら約15名が恒常的な帰住先が定まっていないという状況でございます。ほぼ100%、少年院から出る少年は、保護観察所に移行され、社会内で教育される、面倒を見ていただくという形になっておりますので、必ず帰住先というものを確保する必要があります。そういった中、約1割が恒常的に帰住先の調整が困難であるという状況でございますので、こちらにいらっしゃる関係機関の皆様のご協力もいただいた上で、帰住先を確保している状況でございます。

そして、入院者の約半数が19歳です。そうしますと、少年院の現在の標準的な教育期間は11か月です。もちろん成績によっては延びてしまったり、家庭裁判所からの勧告によって、もう少し長く収容されることがあるのですが、その中で入院時には20歳を超えることになるので、やはり成人として入院後は取り扱われる場合がございます。そうすると、やはり就労を中心とした生活設計を立てなければいけないこととなります。

最後に、入院してくる子供の4分の3が、最終学歴が中卒となりますと、やはり社会復帰後に勉強したい、もしくは高卒程度の仕事に就きたいと思っても、なかなかできないという現状がありますので、こういった在院者の特性も配慮した上で、就学支援というものを行っていこうと考えております。

このように、収容者数も多いという現状もありまして、本年の6月1日付けをもちまして、こちらに組織図がありますが、今までは教育部門という部門の所管であった「調査支援」という部署を、新しく矯正教育と両輪を担うという位置付けで、新たな部門として立ち上げました。これを支援部門と申しますが、これをもって、社会復帰支援業務の更なる強化を努め

ていく所存でございます。

社会復帰支援の業務につきましては、こちらの「就労支援・就学支援」とあるところに詳細に記載されております。そして、法律により退院者から少年院に相談ができる体制も整えつつございます。在院者個々に応じ、皆様の関係機関との連携を通じながら、社会復帰支援をしていこうと少年院は考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

何かご質問等はございますでしょうか。

それでは、続きまして、厚生労働省東京労働局の須藤職業安定局課長補佐様、よろしくお願いたします。

○厚生労働省東京労働局職業安定部 須藤職業安定課課長補佐 東京労働局の須藤と申します。よろしくお願いたします。

お手元に「わかものハローワークの概況」資料を用意させていただきました。

3ページ目をおめくりいただければと思います。私のほうで御案内するのは、ハローワークの中でも若者を対象にした「わかものハローワーク」についてであり、平成26年度から都内3か所に設置をして活動しておりますので、御参考に対組状況を聞いていただければと思います。

まず3ページ「若年者の完全失業率・完全失業者の推移」であります。既に御存じのことと思いますが、真ん中の黒い折れ線グラフが、全年齢の失業率で3.6%となっております。一方、若者の失業率は、ここにありますように15～24歳が全年齢に比べ2.7ポイント高く、6.3%となっております。また、25～34歳につきましては4.6%で、全年齢に比べて若者の失業率は高いという現状がございます。

失業者数につきましても、棒グラフの水色の部分、25～34歳が非常に高い状況で推移しております。

4ページ目をおめくり下さい。「フリーター・ニート数の推移」で、現在の雇用・失業情勢につきましては、求人が大きく増加し、求職者は減少傾向にあるということで、数字上で見れば景気は確実に改善をしている状況にあります。

このような中で、左側のフリーターのグラフを御覧ください。こちらは総務省の労働力調査から掲出しているものでありますが、フリーターの数、平成21年度以降、おおむね180万人前後で推移しており、求職者が減少する中でフリーター数は横ばいで推移している状

況でございます。ニートの数についても平成14年以降、60万人前後で推移している状況で、景気が改善傾向にある中で若者を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような背景があり、次の5ページをおめくり下さい。「わかものハローワーク」についてでございます。平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略の中で、若者と女性の活躍促進というものが掲げられ、フリーター等の正規雇用化を促進する目的で、「わかものハローワーク」が設置されたところでございます。

都内においては、平成24年10月、渋谷に「東京わかものハローワーク」、26年4月に「新宿わかものハローワーク」、26年9月に「日暮里わかものハローワーク」をそれぞれ設置しております。特徴的なものとしては、若者の場合、自分で仕事を探せないという方も少なく、担当者制による個別支援を中心として支援をしている状況でございます。さらに各種就職支援セミナーや同じ悩みを抱えた者同士によるグループワークを中心とした集団指導等を実施しているところでございます。

主な支援の流れにつきましては、資料の中央部分にありますように、まずプレ相談を実施し、就職プランを作成します。その後、担当を決め、職業相談を実施します。個別支援の一つとしてグループワークでの集団指導、各種セミナー、面接会を定期的を開催するなど支援をしております。

また、コミュニケーションがとれないとか、すぐには就職が難しいなどと思われる方につきましては、関係機関である地域若者サポートステーションと連携をさせていただき取り組んでいるところでございます。さらに模擬面接とか履歴書作成とか職業相談をやりながら、就職まで結びつける取り組みでございます。

ハローワークとの大きな違いは、先ほども申し上げましたが、担当制による個別支援を中心にやっていくというところです。さらには、グループワークによる支援を実施していくところが大きく違うところであります。

5ページの最後の部分に、新規求職者数と就職件数を掲載しておりますが、新規求職者数は平成24～26年度で確実に減少しておりますが、一方で就職については、求職者が減少しているにもかかわらず、増加傾向にある状況となっております。

次の6ページが3施設の設置状況でございます。東京わかものハローワークは渋谷駅から徒歩3分、主に城南地区の支援拠点として活動している状況でございます。

新宿わかものハローワークは新宿駅から徒歩3分、多摩地区、中央地区の支援拠点として



活動しております。日暮里わかものハローワークは、城東地区の支援拠点として、こちらは同時にマザーズハローワークを併設し、お子様を持ちながら仕事を探せる環境を整えたところでございます。

7ページ目をおめくり下さい。1つだけ、具体的な集団指導の内容を御紹介させていただきます。

こちらは、同じ悩みを抱えた者同士が、グループワークとして実施するジョブクラブでございます。1週間のうち3日間×2週連続で、合計で6日間の日程で実施するもので、資料にありますとおり、ステップⅠとして「自己理解」、「職業理解」、「コミュニケーション」、ステップⅡとして「応募書類対策」、「面接対策」、「価値観」の6項目により実施し、その中で初日に行う「自己理解編」では、お互いがお互いを褒め合い、自信回復につなげるなど、最初は極めておとなしいグループが、最終日には和気あいあいと、話も活発になるといった、主にコミュニケーション能力とか、自信回復を目的として実施しています。

なお、施設によって多少異なりますが、おおむね16人定員で、年間16回開催しております。こちらに参加された方の就職状況は、受講後、約3か月以内に正社員としての就職が85%、6か月以内ではほぼ100%就職に結びついている状況となっております。

続いて8ページの最後の部分、就職状況を御覧ください。わかものハローワークでの支援により就職した方の9割が、正社員就職となっております。

以上が簡単な概要でございます。

なお、9ページ、10ページには就職に至るまでの成功事例を掲載しておりますので、後で御覧になっていただければと思います。わかものハローワークでは、おおむね30歳前後の方を中心に利用いただいておりますが、公式には45歳未満の方を対象にしております。就職意欲があり、就職したいという方であれば、どなたでも支援を受けられますので、引き続き皆様と連携ができればと思っていますので、参考に御紹介をさせていただきました。

私からは以上でございます。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

何か御質問等はございますでしょうか。

それでは、続きまして、ワーカーズコープ事業推進本部の扶蕪様、お願いいたします。

○NPO法人ワーカーズコープ事業推進本部扶蕪氏 ワーカーズコープの扶蕪と申します。私どもの団体は、働く者の協同組合として、働きたいと願っている人たちが全て働ける社会を目指

し、地域に必要な仕事を起こす、働く者の協同組合です。

今日は資料として、緑色の冊子を入れさせていただいております。都内だけの実践ではなくて、全国の様々な事業の紹介が載ったパンフレットになるのですけれども、東京都内では、世田谷と新宿で地域若者サポートステーションを受託して、運営させていただいております。

主に私たちがやっていることは、学童、児童館等の子供・子育てに関わる仕事を多くさせていただいているところが多いですが、東日本大震災、原発の事故以降、生活に必要な食（Food）、エネルギー（Energy）、ケア（Care）を地域で循環をする事業をつくっていかうと取り組んできました。3年ぐらい前から地域循環型産業を考えようと、全国で取組を始めたのですけれども、大都市の東京の中で、自分たちの暮らしが、どのように成り立っているのかということ、この原発の事故以降考えてきました。

28ページに大田区で、BDFのプラントを今期設置したという事例を紹介させていただいております。BDFとはバイオディーゼル燃料というものです。廃食用油を地域から回収し、それを精製して新たにトラックとか重機とかで使える燃料をつくる事業です。東京の中で使っているエネルギーを自分たちでどこまで自給できるのかということ、大きな課題に対してのささやかな取組ではあるのですが、学校給食とか、地域の商店街とか、銀行にも協力させていただいて、窓口に回収ボックスを置き、家庭で出る油を回収して、新しい燃料をつくる取組をしてきました。

この工場でリーダーとして新たに着任した者は、長くひきこもりの経験のある若者でした。彼は、自分が地域の中でどういう役割を担っているのか、どの部分を担っているのか分かることが、とても仕事のやりがいにつながっていると話をします。

私たちは働く者の協同組合ですので、地域に必要とされている仕事を地域に起こすということが大事なのですけれども、やはり自分自身が地域の中でどういう役割を担っているのかということが分かる、そういう仕事をつくっていきたいと思っています。

先ほどから皆さんの御報告を聞いている中で、やはりいろいろな課題や生きづらさを抱えた人と出会うわけですが、その人たちの背景には、やはり孤立という問題が共通してあるのかなと思います。地域の中で働く場や居場所をつくっていくためには、地域のそれぞれのコミュニティをつくり直していくということが大事だと思っています。

こういうささやかな実践ではあるのですけれども、家庭や学校、商店街等で、ネットワークをつくりながら、少しずつ地域に居場所をつくっていくという実践をこれからもしていき

たいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

何か御質問等はございますでしょうか。

最後に、文化学習協同ネットワークみたか若者支援事業統括責任者の高橋様、お願いいたします。

○NPO法人文化学習協同ネットワーク高橋みたか若者支援事業統括責任者 文化学習協同ネットワークの高橋です。白黒のパワーポイントなのですがすけれども、私たちの団体は三鷹市に本部がありまして、現在は練馬と三鷹、そして都外になってしまっていますが、神奈川県相模原市で地域若者サポートステーション事業をやっています。それ以外に、基礎自治体の生活困窮者自立支援法における学習支援等を中心に、いくつか受託しているもの、そして、世田谷区で青少年交流センターという青少年施設も運営しております。

元々が学習支援だとか、不登校の子供の支援のようなことをやってきている団体ですので、特にそういった青年期の発達のようなところでの意識というものはずっと持ってきておりまして、とりわけ不登校の子供の対応等もしていると、やはり学校以外での成長発達の際の保障というものをどのようにしていくのかということ、かなり重要な課題だなと思ってきていることと、それから、学校に行っている子も、やはり学校以外でいろいろな場に受け入れられながら成長していくということも同時にあるかと思いますので、そういったことも考えながらプログラム事業を展開してきています。

一方で、そういった子供たちが今後どのように社会に出て生きていくのかということで模索を続けているのですがすけれども、その模索の場の一つとして「風のすみか」というパン屋さんをつくって、同時に働き方そのものも一緒に若者たちと考えていくという事業等も展開しています。

それぞれの事業の中で柱としているものが「居場所」というキーワードです。やはり安心・安全な場所が確保されて、仲間と出会っていくことが、学校やいろいろなところで負の体験を負ってきている若者が多いので、そういった人たちの癒やしや回復の場という意味の居場所です。

その居場所で躍動するようになって、居場所を押し広げる形で、地域や社会にどのように参画していけるかということ、今、考えています。

今、多くの青少年、とりわけ労働政策なんかは、わかものハローワークさんなどがすごく丁寧に最近グルーピングなどをしてくださっている。それはすごくありがたいと思っているのですけれども、1人の力を何とか高めて、行ってらっしゃいみたいな、そういう感じがすごく強かったと思うのですけれども、そうではなくて、自分たちが生活している範囲や、関わっている仲間と一緒に、その範囲をどう広げていくかという活動ができないだろうか。そして、一歩出た場所にかなり学びの発達保障ができるソースがたくさんあるのではないかと考えて、プログラムをつくってきています。

例えば、学習支援というものが最近流行りでやってきていると思うのですけれども、学習支援のプログラムでいうと、最初はすごく1人で黙々とやるような支援の現場かもしれません。ただ、隣には同じような境遇で学習支援に入ってきた生徒なんかもいたりして、そういった生徒とスタッフとの関わりから始まると思うのですけれども、やりとりをする中で、通ってくる中で、実は家庭の状況や進路についての考え方や、そういうことがだんだん、隣の話し声が聞こえてきたり、ほかの子が話したりするのも聞いて、自分自身もどうしようかなとか、あの子は同じだなとか思いながら、だんだんお互いが出会っていく仕組みがあるかと思えます。そうやって仲間と出会いながら、徐々に充実体験を増やしていき、その延長線上で、しっかり進路についてどうしようかとお互いに語り合える居場所、そういった場をどのようにつくっていくかということテーマにしてプログラムをつくってきています。

こういったプログラムから、社会への接点というところで今考えていることが、先ほどからキーワードで出ているかと思うのですけれども、一つは「地域」だと思います。地域の商店街、それから、最近では公民館ですとか、教育施設ですとか、図書館等も含めて、そういったところとの連携といったことも試行してきております。

そこで若者たちが、居場所に関わっている仲間と一緒に、そこでも活動ができるという形をどんどんつくっていくということで、社会を広げていく。そして、地域と言っているのかわからないのですけれども、例えば、商店街の中で、自前のパン屋さんのパンを売らせていただくとか、そういった活動もやっています。

もう一つが「仕事の現場」です。職場というところも一つ重点を置いています。全国にサポートステーションがありますけれども、どこも職場体験みたいなものを進めてきているかと思えます。もちろん、労働政策の中でもいろいろハローワークさんだとかも関わっているかと思うのですけれども、やはり受け入れる企業側の声がなかなかミスマッチを生んでしま

うような実情もあるかということ、この間感じていまして、そういった企業の方々と、どうやったら若者を一緒に受け入れていただいて、一緒に試行錯誤できる場をつくれるかということを追求してきています。

先ほど中学生の職場体験の話で、中学生を見る目が変わったという報告もございましたが、同じようにニート・ひきこもりの若者たちを受け入れることによって、職場の、現場の若者に対するまなざしというものがだいぶ変わってきている。例えば、何か隣の人とおしゃべりするようになったとか、そういった若者の変化に目をやるようになる現場が増えてきているのだということ、関わっていらっしゃる企業さんたちがおっしゃってくださいます。

それは実は、今まで目の前の仕事をどうこなしていくかというような仕事の現場だったものが、どう若者を育てていくか、どういうまなざしをもって若者と接していくかということを考えるようになってきている。それはいわゆる新人をどう育てるかということと同じような話になっていくと思います。今までは使い捨てにして、どんどん目の前の仕事をやってくれる人がいればいいやと思っていたものが、徐々にそのようにシフトしていくようなこともできないかと考えています。

企業家さんの団体ですとか、そういった勉強会にも積極的に参加させていただきながら、そういった会社や事業者さんとのやりとりも、今後追求していきたいと考えております。

以上です。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

御質問等はございますでしょうか。

それでは、意見・情報交換に入らせていただきたいと思います。今までの子供・若者計画の説明も含めて、今までの発表内容に関連してでも結構ですし、また、今回発表をお願いしました方々には、特に青年期といいますか、18歳以上、20代あたりの御支援ということに着目した活動等の情報提供ということでお願いしておりますけれども、それぞれのお立場での取組等について、何か共有させていただけることがございましたら、御発表をお願いしたく存じます。

特段ございませんでしたら、追加で資料を出していただきました5つの団体様から、若干資料等についてのコメント等も含めてお願いをしたく存じます。

日本子どもソーシャルワーク協会の寺出理事長からお願いをいたします。

○NPO法人日本子どもソーシャルワーク協会寺出理事長 NPO法人日本子どもソーシャルワーク

協会で「ぴあすぽ」を担当しております。

今日のお手元の資料の中にユースワーカー訪問というリーフレットがありますが、ひきこもりや自閉症スペクトラム傾向の若者たちへの支援を、家庭訪問の形で実施しております。これは2000（平成12）年より前から実施している事業なのですが、長くやりながら感じていることの一つは、やはり本人支援というものは、なかなか本人が希望しない限りお目にかかれないのですけれども、それ以上に大切に感じていることは親支援で、親の価値観が変わるといえることが、本人が動き出すか否かに非常に大きく関わっている。だから、ひきこもりということを肯定するのか否かという、そのことがとても前提にあると感じております。

最近、渋谷区の講演でお話しする機会があり、10年ぶりに子供のひきこもりの問題で悩まれていたある親御さんと再会しました。10年前は、お子さんが高校1年でひきこもり状態でしたが、4～5年経って連絡が入り、大学に合格しましたと。それからまた4～5年経っているわけなのですが、今回の講演会場で親御さんから、子供が大学を卒業し、出版社に就職したということでした。ひきこもりを始めた1年間、親御さんが面接に来たり、あるいは親の会に参加したり、親の価値観がどのように変わっていったかということを見たりしてきましたけれども、実際にひきこもりの本人の方と出会うか出会わないか以上に、親支援というものが大切だということ、活動しながら実感しております。

「ぴあすぽ」に関してです。「ぴあすぽ」に関しては、今までにもいろいろ御説明をしているかと思しますので、また、今日の皆様のお話の中から、例えば、新少年院法が今年の6月に施行されて、多摩少年院の現状というお話の中で、約1割が帰住困難と…。現実に私どもが関わった少年でも、帰住先として自宅が難しいというときに、半年間、実際には退院予定から延びざるを得なかったという少年を支援したことがございます。

それから、入院者の約半数が19歳と出ていて、その入院者の4分の3の最終学歴が中学生であると。私が直接少年と関わっていて常々感じておりますことは、はじめから退院後は就労という形で、それはそれで支援をしていくわけなのですが、高校を中退したりあるいは高校にまだ行っていない状態で、できれば本当は高校に行きたいのだと。しかし、家庭の状況で高校に行けない、自立援助ホームに入って、そこで月3万は納めなくてはならないということで、断念をしている少年が結構多いのです。これは本当に、民間の私の一個人の考えなのですが、実際に少年院から出る少年の中には、今までは児童虐待傾向があつて、親による少年の囲い込みという事態があつたりあるいは地域の仲間が手ぐすね引いて待っている

という、様々な少年と出会っていますけれども、何か基本的に、少年院を退院したら保護者の下に戻るということが、本当にその形がいいのだろうかと最近考えております。

少年院の退院者向けの社会復帰支援ということで、最近少年院の担当教官ともよくお話をすることが多いのですけれども、その担当教官も、少年院内では全ての少年が命令を受けて、その指示に基づいて動かなくてはいけない。ところが、社会復帰した途端に、仕事に出れば指示を待って、ぼやっと立っていれば、「さっさと動け」と怒鳴られてしまう。非常に少年院内と社会とは真逆であってという話がされておまして、少年院を退院する次の段階というものが、例えば、自立援助ホームというところに、とりあえず何か月間かは身を置いて、そこから復帰できないものであろうかと。そして、それも就労に向かうのか就学に向かうのかは、再犯防止を考えれば、月3万免除することによって、学校に通い、就学から就労につなげるという道が開けないものだろうかということのを常々考えたりしております。

また、やはり処遇の個別化ということが、とても重要だと感じておまして、間近に審判がある少年について家庭裁判所に意見書を提出して、そして審判に臨んで、意見を陳述するという機会があります。審判で社会内処遇ということで、試験観察とか保護観察になった少年と最近関わる人が多いのです。おそらく、少年院の中での処遇の個別化プログラムが難しいのではないかと感じております。児童自立支援施設が東京都では2か所ございますけれども、今日もお越しいただいておりますが、私も随分児童自立支援施設の少年とも出会っているのですけれども、例えば、1年ちょっとで65回も脱走するという少年と出会ったことがあります。結局65回も脱走するとぐ犯になるわけです。結果として少年院に行くわけですけれども、やはり処遇の個別化というものは、少年院だけではなくて児童自立支援施設においても避けられないような、具体的な大切な問題ではないかと考えていることが2点目です。

最後に、少し長くなってしまいましたけれども、これは常々、私がいろいろな、それこそ東京都内の各自治体でも言わせていただいていることですが、若者本人が相談できる場所というものをきちんとつくってほしい。子供若者課であってもいいし、子供家庭支援課でもいいですし、10代半ばの当事者対象の相談場所というものをぜひつくっていただきたいのです。中3とか高1ぐらいの若者たちが、場合によっては親子の確執で家から飛び出して事件を起こして少年院という道に、あるいは家出等から一時保護所に入るという形になっているのですけれども、家から飛び出した若者のシェルターとかができるといいなと願っています。今週に入ってからも、高校1年生の女の子が家庭から出たしまおうとしている。やはりそうい

ったぎりぎりの子供たちと日々接していますと、当事者の相談機関と女性シェルターがあるように、親からのシェルターというものをつくれないうものだろうか。

それから、特に一時保護所に入るという子供・若者たちと、私はたくさん直接会うわけですが、児童相談所の一時保護所というものが、児童養護施設に分離する子供たちと親子の確執とか、お母さんが病気であるということなどで一時保護所に入る場合とで、同じ一時保護所に入ることになっているわけですが、それは一体いかなものなのだろうか。そこも分離できないものだろうかということを感じております。

少し長くなりましたけれども、日々感じていることを述べさせていただきました。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

それでは、次に御提供いただきました、特定非営利活動法人青少年自立援助センターの工藤理事長様、よろしく願いいたします。

○NPO法人青少年自立援助センター工藤理事長 工藤です。

ひきこもりの合宿型支援を40年前からやってきて、実は、1つ気になることがあって、ひきこもり支援といいますけれども、これは不登校のときもそうだったのですけれども、いわゆるひとくくりとしてのひきこもりというような支援でいうところで、ひきこもりの状態・状況あるいは社会的な背景等を含めて、実は相当遠回りをして自立の方向に向かわせているような、いわゆる乱雑なひきこもり支援といえる支援策が成立しているのではないかということを感じています。

私どもの団体は、いわゆる宿泊施設を持っているのは何であるかといえば、基本的に家から一歩も出られない子供たちにアウトリーチをかけて自立させる機関だからです。我々のターゲットとするひきこもりというものは、基本的には全く社会に出られない、家からも出られないという状況の若者に対する就労支援というものが原点ですので、アウトリーチといえ、それに対するアウトリーチということです。ひきこもりといっても、本体部分は全く家から出られないひきこもり、あるいは中途半端には出られるけれども、社会的に適応できていない、あるいは孤立しているというところに対するひきこもりの訪問支援。これは明らかに手法が違います。

さらにアウトリーチといえば、生活保護の無業者に対するアウトリーチ。もう一つは、いわゆる生活困窮者で、サービスにつながっていない部分に対するアウトリーチ、あるいは不登校のひきこもりのアウトリーチ。あるいは外国人で、いわゆる子供が就学していない家庭



のアウトリーチ。アウトリーチでも相当数分岐をしているものだと思います。

専門的には、実はこの合宿型集中訓練プログラムというものは今、全国では6団体しかやっていますが、生活保護の御家庭であるとか、家庭に何らかの問題を抱えている、本人が抱えていることという部分が、これは3か月になっていますが、本来は6か月なのです。6か月間合宿型で訓練をして、就労支援をしたところで自立していくという方策で、これは厚生労働省の仕組みの中の一つであります。どこかに行けないような人々、何らかの集中的な訓練が必要だという人々は、基本的にはこういうシステムがあるのだということでもあります。

もう一つは、今、ものすごく気になっていることは、自力でやっている問題では、在日の外国人というか、片方が外国人、両方が外国人あるいは日本人でも帰国したばかりで、日本語がしゃべれない日本人で、日本に在住している子供たちがかなり多い。しかもこの子供たちは集団で動かざるを得ない。よって、どこも相手にしてくれないので、ちょっとした悪さとか、あるいは相当環境の悪いところで労働をせざるを得ない。今の若者に関しても、犯罪に関する問題でいうと、外国人もかなり多く入ってきていると思うのですが、これも本来、何か国かの子たちを、自立するために支援をしておりますが、どうしても日本で生きていく若者の中に、日本人でなければならないのかというテーマと共存していくという問題でいいますと、日本で共存して生きてきて、自立してもらうためには、日本語と日本のカルチャーといった問題、あるいは日本の働き方みたいな問題も含めて、どこかで伝えていくような機関がないと、これは言い方が悪いかもしれませんが、貧困という状況に追いやって、犯罪等を含めた課題に突入するのではないかという形の危惧はしています。

もう一点は、私どもが今、目指しているところは、自分のところで就労支援というものはワンストップサービスでできないかということ始めています。福生と八王子、立川等ではいますと、もう百数十社の企業さんと連携をしています。我々は無料職業紹介網を持っているのですが、企業さんのほうから、企業さんの人数に合わせた就労訓練をやろうと。一般的な就労訓練ではなくて、企業さんから到達事項をリサーチして、その到達事項を整理したことによって、その企業さんに直接つなげるという就労支援を行うという形で、環境を整備しているところです。

漠然とした就労支援というものは、実は1人で闘わなければいけない。道筋が企業さんと個対個で闘わなければいけないという状況から、そこに対してのつなぎをどうするかという問題を、どう考えているかというような仕組みというものが、もう少し、こういった困難を

抱えた若者たちに関しては必要なのではないかと考えております。

組織も満杯になりましたので、自力で5億10億かけて、もう一つ組織をつくらなければいけないということで、宿泊を含めたものは持っているのですけれども、実はニーズというものはかなり高いのです。

看板を掲げて、この子たちにこのような組織を持っていますということは、地域社会ではまず浮かび上がってしまうことが1点です。

もう一点は、同一的な傾向の子たちを集めた、いわゆる集団化というものは限界がある。やはり多様性を持った部分の中で生きていくという状況・環境をつくれないう形の問題で、くくりとしては、困難を抱えている若者あるいは困難を抱えそうな若者に対する自立支援をしていきたいと考えております。

私は、あまり公的な支援というものを期待しているわけではありません。これは公的な機関によって、数年度で支援が打ち切られる傾向が強く、それではサービスというものは継続したものができない。できないのであれば、自らが運営できる体質を持ったところで運営していくという、そういったサービス機関でありたいと考えております。

以上です。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

それでは、NPO法人東京都就労支援事業者機構の常任理事兼事務局長の村上様、よろしくお願いたします。

○NPO法人東京都就労支援事業者機構村上常務理事兼事務局長 今、御紹介のありました村上でございます。

私どもからは2つほどパンフレットを用意させていただきました。一つは『安全で安心できる社会をつくろう』というものと、もう一つは全国の就労支援機構と私どもでつくった『手から手へつなぐ思いやり』というものでございます。これは若干似たようなところがございますので『手から手へつなぐ思いやり』というもので説明をしたいと思っております。

その前になぜこの機構ができ上がったかということ、若干説明をしたいと思っております。

平成16～17年ごろ、刑務所や少年院を出て大きな罪を犯したということが大きな問題になりました。その際に、平成18年に法務省と厚生労働省がタイアップしまして、犯罪者の就労に目を向けようということになりました。なぜかといいますと、当時は就労していない者が就労していた者よりも5倍の再犯者率があった（現在は約4倍）ということが問題となり、

就労を通して再犯を防いでいくことが大きな目的でございました。

その際、国もお金を出しまして、トライアル雇用、いわゆる一時的に働いてもらって、職場体験をしてもらおうといったことをやったり、身元保証をやったりしましたけれども、なかなか功を奏しなかったわけでございます。

先ほど少し話が出ましたが、国がやるのではなくて、やはりこういうものは民間に任せたいほうがいいであろうということで、平成21年1月に全国の就労支援機構、現在は認定NPO法人になっておりますが、これが設立されて、その後1年以内に全国都道府県、北海道は4つでございますが、保護観察所所在地にそれぞれの都道府県の機構ができたわけでございます。その後、東京におきましては、平成23年から3年間モデル事業として、保護観察になった者、それから、更生緊急保護対象者、いわゆる満期出所した者等の就労支援を行いました。年間大体200人程度でございます。

これを言うと労働局の方に大変失礼なのですが、私どもで扱ったものの約75%は、仕事に就いて定着をいたしました。ハローワークの数字は申し上げませんが、大変高い数字で就労できたということの認定を受けまして、平成26年からは、一般競争契約で委託契約を受けております。そして、本年4月からは、厚生労働省から全国機構を介して再委託を受けまして、犯罪をしたことを知っていて、なおかつ採用いたしますといった協力雇用主の方を開拓して、いろいろな業務の方を協力雇用主として登録いたしまして、様々なニーズに応えていこうということであったわけでございます。そういう意味で、今年からは東京労働局との間に再委託契約を結んだわけでございます。

先ほど話がありましたけれども、就労と対象者の少年との間につながが必要である。そのつながりが私どもの仕事でございます。ですから、現在、毎年200名程度の者が、その中の約1割強が少年で、少年の就労もやっております。その後の定着支援といいまして、就職後3か月間は見守り期間ということで支援を行い、3か月を過ぎると定着したという感覚を持っているわけでございます。

そういうことがありましたけれども、平成9年から再犯者率は徐々に増えております。この就労支援機構ができ上がりまして、国から委託を受けた庁におきましては、再犯者率は減少しております。平成25年では46.7%という再犯者率がありますが、委託を受けたところでは減少しているという状況でございます。予算の関係もございまして、全国で今、16か所の都道府県でこの就労支援機構ができまして、活動しているわけでございます。

あと5分ぐらいで、このパンフレットを説明いたします。ここに書いてありますように、なかなか犯罪歴のある人は、能力的なものもありますけれども、自分で仕事を探すということができないという状況でございます。

ここにありますように、罪を犯したときの再犯者率が有識者と無職者では約4倍違っています。無職の者がやはり再犯を起こしやすいというデータが出ておりますので、それを何とか減少させようと。それから、現在では3割の再犯者が6割の罪を犯しているといわれております。ですから、1割減らせば2割犯罪が減るという状況だろうと思っております。

そういうことで、この仕事といいましょうか、私どもNPO法人が前に出ているわけでございます。平成26年末に、いわゆる世界一安全な日本ということで、政府で決定いたしまして、大きな予算がつきまして、右側にあるような6つの大きな制度がございます。そのほかにも、下のほうに就労支援事業者機構の支援等がございます。これは、東京保護観察所の統括保護観察官が来ておりますから、そちらから説明したほうがいいかもしれませんが、私が少しばかり説明したいと思います。

就労職場定着奨励金、これは6か月間、毎月8万円を企業さんにお渡しするという制度でございます。その6か月間を過ぎた後は、3か月ごとに2回、最大12万円、いわゆる月額4万円ずつということで、1年間で72万円を企業さんへ支援をしております。

それ以外に身元保証といいまして、これは対象者が、働いている会社等で何か自動車を壊したとかいった場合に、最高100万円、2回までですから200万円までの補償をいたしますといったようなことです。

そのほかに、この下の3つにあるようなことを今、やっております。ぜひぜひ活用していただいて、就労に結びつけていただきたいとお願いをしたいと思います。

ところで、私どもの機構は、本年10月5日に定款の改正を行いました。更生保護という名前があったのですが、更生保護は外しまして、東京都就労支援事業者機構、要は更生保護だけに特化したものではございませんで、例えば、起訴猶予、それから不起訴とか、いわゆる罪を犯した者全てについて、非行を犯した者全てについて面倒を見ようではないかということで、定款の改正をしたわけでございます。ですから、若者、少年たちも、ぜひ困った場合には私どものほうに御相談、もしくは保護観察所に相談をしてもらおうということで、就労につなげていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

それでは、最後に「ヤングコーナー利用ガイドンス」につきましては、公益財団法人東京しごと財団の林正規雇用対策担当課長からよろしく願いいたします。

○公益財団法人東京しごと財団 林正規雇用対策担当課長 東京しごと財団の林と申します。よろしく願いいたします。

お手元のA3資料を御覧ください。東京しごとセンターのヤングコーナーは飯田橋にございまして、34歳以下の若者を対象とした一般就労支援施設でございます。子若計画の31ページにも掲載されておりますけれども、同じフロアにはハローワーク飯田橋のU-35も併設しております。連携して就労支援に当たらせていただいております。

事業費ベースで申し上げますと、9割が東京都から、残り1割が東京労働局からの委託により運営しているものでございます。今年度、4月から9月までの上半期で約4,600人の新規の利用者さんがありまして、2,734人の方が既に就職されています。昨年度の同月時点と比べますと、新規の御利用が13%の増、就職者数も6.3%の増となっております。

支援内容につきましては概要を御説明させていただきます。アドバイザーの個別カウンセリングを基本としておりますけれども、一番上にありますとおり、就職活動の進み具合に応じて年間300回を超える様々なセミナー、それから、年20回の合同企業説明会、年4回の就職合同面接会を実施しております。

特徴的なものを申し上げますと、中央部分に黄色の長期プログラムがありますけれども、1つ目はワークスタートです。こちらは子若計画の64ページにも就活アプローチ事業という正式名称で掲載しておりますけれども、ひきこもりの経験等があり、なかなか就職活動の一步が踏み出せない方向けのプログラムとなっております。7週間毎日、朝から夕方まで通っていただきまして、生活習慣も身に付けながら、グループワークを通して、ビジネスマナーやコミュニケーション力を習得するというもので、職場見学ですとか職場体験等の機会も提供しております。実施規模は年間60名となっております。

その右下の若者正社員チャレンジ事業でございますけれども、こちらは東京都の長期ビジョンにも盛り込まれております非正規対策事業の一つでございます。子若計画の64ページにも記載がございます。この事業は学校卒業後3年を超えた29歳以下の若者で、正社員としての実務経験が十分ではない、若年の求職者を対象に、セミナーと企業内実習を組み合わせたプログラムを提供しまして、年間で約800人の正規雇用化を支援する事業になっております。

具体的には、そこに記載がありますけれども、2日間の事前のセミナーの後、実習先の受け入れ企業を決めまして、ビジネスマナー等の実施前セミナーを経て、20日間程度企業内実習を行いまして、求職者と企業が双方同意すれば、そのまま実習先に就職するというものでございます。アルバイト経験等が長く、書類選考の段階からなかなか面接に進めない、それで就活が長引いてしまっている方も、この事業で実際の働きぶりですとか、人柄をアピールして就職を決めています。また、企業にとっても、短時間の面接では把握し難い部分を実習で確認できるというメリットがあります。

そのほか、就職活動が長引く若者の特徴といたしまして、仕事選択の軸が定まっていないために、名前の知れたところとか、残業時間が少ないところという以外に判断基準がなく、仕事を選べないという若者が増えている現状がございます。そのため、今年度から新規の取組といたしまして、短期のプログラムの上から2段目になりますけれども、業界職種勉強会というものを月2回ペースで開催しております。この勉強会では、仕事選択に関しての視野を広げていただくために、各回、メーカー小売サービス等の業界、あるいは営業や事務職などの職種のうちの、いずれか1つをテーマに絞りまして、理解を深めていただくための講座を提供しています。各回定員30名のところ、毎回50名を越える申し込みがある好評なセミナーとなっております。

また、中小企業の情報提供に関しましては、企業情報コーナーというものを設けておりまして、年間1,000社の採用予定のある中小企業の情報を集めて提供しております。ここでは実際に担当者が企業に出向きまして、職場の雰囲気も含めた生の情報を掘んで提供しています。

さらに年間50回以上企業見学も実施しておりまして、若者が最近ネット検索のみで、食わず嫌いになりがちというところもございますので、就職先として魅力ある中小企業を自分の目で見てもらう、知ってもらうという機会を提供しております。

以上が東京しごとセンター・ヤングコーナーの今年度の主な支援内容でございます。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

今までの御発表等も含めまして、情報提供及び御質問等、何か御発言がございましたら、挙手でお知らせいただければと存じます。

○稲葉青少年対策担当部長（会長） すみません。事務局からお伺いしたいのですけれども、先ほどの青少年自立援助センターから御発表をいただいたときに、外国人の子供・若者というお話が出たのですけれども、この心配な方々は、年代層ではどのぐらいの方々なのか。

○NPO法人青少年自立援助センター工藤理事長 国によります。その国によって特色がありまして、東南アジア系の人々は当然義務教育年限のときに多少の日本語と学力をつけて、高校に入ると、ほとんどの場合すぐやめてしまいます。女性の場合は妊娠をしてしまうということで、かなり離脱率が高いと思われまます。

もう一つは過年度生です。要するに、日本人と外国人が一緒になって、外国から子供を呼び寄せた場合というのは、教育を受けていない過年度生の部分。それが16・17・18歳みたいな形で、ほとんど教育を受けていないような条件のような人たちです。

あとは小学生・中学生でも、学校に行けているうちはいいけれども、行かないでずっと過ごしているような御家庭は、我々としては原則的にはドアツードアの送迎サービスと一緒に仕組みをつくっていますので、そうしないとなかなか学習にも近寄って来てくれないという傾向が、そういう年代の子はあります。

就労に関しては、多摩のサポートステーションで日本語と一緒に就労支援のシステムをやっております。困り者と言われても、教育体系が国々によって違うことと、外国の人々は完全に教育を受けていない人々はどういう形になっていくのかという問題があります。そのような傾向の強い国の子たちというのは、親が女の子の場合は出しませんので、それをどうにか解消をしていかないと、これはヨーロッパあたりでは、そういう女性が家庭崩壊すると、どうしようもなく出てくるという例がたくさんあるのです。それはその前にどう手を打つかという問題ですと、いろいろな年代にまたがっているので、国によって状況が違うとしか言いようがありませんとお答えしておきます。

○野村青少年課長 本日、御紹介をさせていただきました子供・若者計画ですと、52ページに、特に配慮が必要な子供・若者への支援ということで、外国人等の児童生徒さんの案件も少し掲載させていただいているのですけれども、なかなか、おそらく保護者の方自身がどこに相談したらいいかという情報が不十分であったりとか、必ずしもその国においては公立の義務教育制度みたいなものがない。

○NPO法人青少年自立援助センター工藤理事長 つまり教会とか何かに行くのです。独特のネットワークでそういうものを流してもらって、キャッチをするという方法が、どうも有効のようです。一般的にふわっとやっても、それは無理です。独特なネットワークがありますから、ネットワークに乗せて情報を流して参加していただくということが最善の方法だと思います。

○野村青少年課長 例えば、相談機関がありますとか、そういう情報自体をどうやって支援が

必要な方に届けるかということが、一つ大きいのかと思います。

○NPO法人青少年自立援助センター工藤理事長 まず言語的に、その本人たちが読める言語と、それを発信すべき場所は、一番言えることは宗教的な関係の中のネットワーク。もう一つが、いいか悪いかは別ですけれどもボスがいます。引き受けのボスもいるし、何々するボスもいる。そういう人々にそのような情報を流してという形が有効なのだろうと思います。

○稲葉青少年対策担当部長（会長） 私どもであまり情報がないのですけれども、地域地域でおそらく課題が違うところもあるのかということがありますので、区市町村で、そういう方々とどう連携していけるかということも含めて考えていかないと、情報がうまく届かないかと感じています。

○NPO法人青少年自立援助センター工藤理事長 公的な機関の情報というよりは、非公式的なネットワークからの方が正確かと、私自身は思います。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

何かございませんでしょうか。

それでは、最後に会長から御挨拶をお願いいたします。

○稲葉青少年対策担当部長（会長） 本日、たくさんの方々に発表をいただきまして、また、貴重な資料も御提供いただきまして、誠にありがとうございました。本日、位置付けとしては代表者会議でございますので、情報共有がメインということにはなりますが、今後は、お話しいただいたような個別の課題について、少しテーマを決めて話し合いたいということがあれば、そのような機会も設けられるかと思います。また、本日いろいろな機関の方から、新たな法改正をした後の支援のあり方などについてもお話を伺うことができましたので、こうした情報を生かしながら、連携を深めていきたいと思っております。

御発言が特にないようであれば終了することになりますけれども、今後とも事務局にいろいろと御意見をいただきながら、進め方についても反映させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○野村青少年課長 本日はお忙しい中、長時間にわたりましてお時間をいただき、ありがとうございました。都といたしましても、子供・若者計画の策定を契機に、更に子供・若者への支援を充実してまいりたいと思っておりますので、引き続きの御協力・御支援をよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。



午後 4 時58分閉会